

長期安定資金Ⅱの 改正について

鶴岡市では令和2年4月より、市商工業振興資金「長期安定資金Ⅱ」に新たな融資制度を設けるとともに、従来の長期安定資金Ⅱの名称を変更いたします。

① 新融資制度について

新型コロナウイルス感染症発生の影響により売上が減少している中小事業者を対象とする「長期安定資金Ⅱ2号」を創設いたします。

② 既存制度の名称変更について

「長期安定資金Ⅱ」を「長期安定資金Ⅱ1号」に変更いたします。

③ 制度内容の一覧

資金名	融資対象者	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料補給
<u>長期安定資金Ⅱ1号</u>	申込前（申込月の前月又は前々月までの）3箇月（建設業等は6箇月）の総売上額又は売上総利益を前年又は前々年の同期と比べた場合の減少の割合が10%以上であり、経営の安定に支障がある者	運転資金 2,000万円 （ただし、1,000万円を超える部分の利用は1事業者1回限りとする。借換は不可。）	運転 5年以上 10年以内 （据置2年以内） ※保証協会利用の場合は1年以内	年0.45% （ただし長期プライムレートマイナス0.5%の変動金利。ただし、0.45%を下限とする）	上限を年1.90%とする料率の60%
<u>長期安定資金Ⅱ2号</u> （新規）	申込前（申込月の前月又は前々月までの） <u>3箇月</u> （創業から1年未満の場合は前月又は前々月）の <u>総売上額又は売上総利益が前年の同期</u> （創業から1年未満の場合は令和元年12月）と比べ <u>減少</u> し、経営の安定に支障がある者	運転資金 <u>2,000万円</u> （1号とは別枠で借入可能。借換は不可。）	<u>運転 10年以内</u> <u>（据置2年以内）</u>	無利子	上限を年1.90%とする料率の <u>100%</u>

④ 長期安定資金の取扱期間

令和2年3月16日（月）～令和2年8月31日（月）

※上記期間内に長期安定資金Ⅱ1号の認定を受けたものについては、遡って2号に適用させることが可能です。